

生物多様性条約の遺伝資源へのアクセスおよびその利用から生じる利益の公正かつ衡平な分配に関する名古屋議定書の実施と批准に関する公聴

貴方について –この項目は入力必須です。

下記に貴方の連絡先をご記入ください。

EUROPA ウェブサイト上の個人情報保護法に関しては、下記をご参照ください。

法的通知: http://ec.europa.eu/geninfo/legal_notices_en.htm#personaldata.

特定個人情報に関する声明: ご協力頂いた内容は、正当な利益を侵害されることを理由に個人情報の公開への反対がなければ、協力者の身元と共にインターネット上に公開される。この場合協力は、匿名という形式により公開されるであろう。さもなければ、協力内容は、公表されることなく、原則としてコンテンツ情報にも反映されることはないだろう。

名前	SzonjaCsorgo
組織名	ESA European Seed Association (registration ID in Commission's Transparency Register: 25070112031-13)
国名	ベルギー
メールアドレス:	szonjacsgo@euroseeds.org

貴社/貴機関/貴協会の主要な活動をご記載下さい。

ESA は欧州種苗産業の声であり、農作物 園芸および観賞植物の種苗の調査、育種 生産 マーケティングに積極的に取り組み、それらの利益を代表する団体です。

種子からうまれる植物は、全ての食物の起源であり、革新的で環境に優しい産業製品を提供し、私たちの住む景観を美しくします。

ESA のミッションは、以下の事柄に奉仕することです:

- 植物と種苗に関する知的財産の効果的な保護
- 欧州種苗産業の公正でバランスのとれた規制
- 革新的で多様性ある技術及び生産方法の結果としての種苗供給における顧客(農家、栽培家、業界関係者、消費者)の選択の自由

植物品種の継続的な開発と改良品種の創出により、種苗産業は、常に社会の基本的ニーズの1つにこたえてきた。つまり、健康的で、効率よく環境にやさしい方法により適正な価格で生産される十分な量の食料である。社会のさらなる期待に応え、持続可能な農業の発展に貢献し続けるため、植物育種家は、植物種の遺伝的変異を利用する必要がある、これが交配・選抜作業の出発点である。これら遺伝資源への利用促進は、食糧の安全保障や品質、環境保全や持続可能な農業生産といった政策目標を達成する上での主要要素(key factor)の1つである。

質問

協議会は、以下の質問へのご回答をお願いします。

名古屋議定書には、ABS、PIC、MATに関する詳細な条項が含まれており、これらは議定書の効力発生に際し、遺伝資源の利用者及び提供者による調整が必要となるでしょう。

1. 議定書により策定された ABS 制度が効力発生することによる新しい法的状況に関する関係者の懸念は何ですか？ 利害関係者は著しい変化あるいは問題を予測していますか？

はじめに、留意しておくべきことは、植物育種の一部の分野では名古屋議定書そのものによる関与を実際には受けないことだ。その第4条(4)で、議定書は明確に他の専門的国際ABS制度を認めている。そしてそれらの特定の制度の、それらの特定の制度に含まれる趣旨により、特定の遺伝資源に対する議定書の適用を排除している。食糧及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約(ITPGRFA)と、より具体的にはその多国間システムは、そのようなひとつの制度であり、それゆえ食糧および農業のための植物遺伝資源(PGRFA)はその点で、議定書の適用範囲外に置かれる。全てのEU加盟国、EUはITPGRFAに縛られている。

しかしながら、一方で観葉植物のように、全てのPGRFAは、ITにより制定された多国間システムに含まれているわけではなく、また一方で議定書の第4条(4)は、ITに含まれているものと異なる目的にPGRs(植物遺伝資源)が使われる場合は議定書が適用されると示唆しており、ESAは議定書の次の要素に関して懸念を表明する必要があると感じている。

1. 法的な確実性の欠如: PGRsの利用者にとってABSに関する最大の重要項目は、いかなる国の規則、義務(議定書の履行に採用されている)も完全に明確で透明であるべきことだ。これは、証明 チェックポイント、法令遵守に関する議定書の条項により、より一層重要になってくる。もし、ABS規則が明確でないとすると膨大な法的確実性の欠如の結果として、利用者が全ての義務を満たしているかどうか知ることは不可能である。さらに、議定書に起因する新しい規則、手順、責任の実行には長い時間がかかるだろう。

それゆえに、sTMA(標準的素材移譲契約)のような、すでに確立されえた手段を用いることは、PGRsへのアクセスを促進するためにTや、国際的植物育種分野で広範に受け入れられているよく機能している枠組みを設定することにより、法的不確実性を回避できるだろう。

2. 法令遵守システム(第15条)における許可なしのGRs(遺伝資源)使用に関しての透明性の欠如: 他の締結国のABS規則により設定されたPICとMATの要件により、利用者の法令遵守をチェックするための締結国の義務に関する規定は、それ自体課題であり、それが実行された時に実際にどう機能するのか確かめることは重要な問題点となるだろう。さらに、情報の非存在が直ちに生物資源の盗賊行為(bio-piracy)を意味するのではないことが明確にされる必要がある。事実、現在商業製品に使われているGRsの多くは、法的に入手されたものであるが、名古屋議定書第6条(3)(e)の意味においての“許可書”を得ていない。どのようにしてチェックポイントはこれを扱うのか、疑問が残る。加えて、ITPGRFAが明確に認めているようにGRsは実際“受け取られたままの形”で決して商品化されない。つまり、チェックポイントは商品化された製品とアクセスされたGRsを結びつける方法を見つけ出さなければならぬことになる。

3. 法令遵守の国際的証明としてsMTAを認識することに関しての不確実性(第6条(3)(e)及び第17条(2)): 既に述べたようにITPGRFAのもと、多国間システムの中でPGRsへのアクセスを促進することは、PICとMATに完璧に備えのあるsMTA経路で保証されている。そして、許可あるいはそれと同等のことに係る議定書の第6条(3)(e)の必要条件に従っている。実際問題として、sMTAは、いかなるPGRsの移譲にも使用され得る。それゆえsMTAは、議定書のもとで‘許可’また/あるいは‘法令遵守の国際的証明’として機能し得ると認識されるべきだ。

4. 育種産物における義務の累積(育種活動における相互依存の結果、全ての国々からの利害関係の異なるグループにとっての) 新製品の開発においてGRsを使用する育種家は、現存する製品の一つ、あるいはそれ以上の特性を加えている。時間経過し、付け加えられた特性はその市場価値を失い、発表されたばかりの製品に改良を加えながら、新しい製品を開発するために、新しい特性が付け加えられる。従って、GRsの追跡により、それらのGRsに関係している利益配分の義務もまた同様に育種の世代に累積され、開発の速度は低下し、競争力は低減される。sTMAはこの点を透明で受入可能な方法で対処しており、それゆえに植物分野において十分に効率的な手立てである。しかしながら、ESAの意見では、最終製品に含まれているPGRの構成要素が不可欠である場合にのみ利益の共有が然るべきとなるべきだ。言い換えれば、最終製品の少なくとも25%あるいは、一つの価値ある遺伝資源からの特性が見られるべきだ。さらに、利益の配分義務は、最初の商品化以降は取り除かれるべきである。

5. チェックポイントが管理上の負担(第17条(1))をまねいていること: 現行のEU法ではそのようなチェックポイントは存在せず、GRsの使用者にとって、そのようなチェックポイント設置は新しい法律上と管理上の負担となるだろう。そして、EU域内における商品の自由な移動に事実上の制約を設けることになるだろう。

6. 世界的な多国間利益配分メカニズムはさらなる必要ともされていない不確実性を招く(第10条):

議定書が、そのような仕組みの法制と必要性を考慮することを加盟国に対する義務と見越しているだけであっても、ESAは、その説明の方法とその交渉の経過から、この条項に懸念を抱く。そして一時的にかつ地理的にCBDの適用範囲外の状況に対して、義務を設けようとしているからだ。ESAはこの取り組みに反対する。

2. EU内で名古屋議定書が発効することであなたは自身の分野に有利なあるいは不利な経済的效果を予測しますか？ もし、イエスならば明記してください。

YES	NO
X	

上で述べたように、ITPGRFAの多国間システムに当てはまるPGRFAには、議定書は適用とならない、つまり、限定的な経済的效果しかないだろう。しかしながら、もし、ITの規則(ITPGRFA)に則っているよりも、PGRFAの追尾と商業製品の結びつけが嚴重になるならば、名古屋議定書の法令遵守の要素は否定的な経済効果をITPGRFAの適用を受けるPGRFAにもたらすだろう。名古屋議定書が適用されない場合でもチェックポイントに関して、さらなる管理負担は予見される。

議定書がある種のPGRsに適用する場合、否定的な経済効果は確實だ。これは、企業はより多くの資金的、人的、時間的資源をGRsのアクセスに関する活動(国内のABS法と義務、チェックポイントと法令遵守の要件に関する知識の集積、証拠書類提出、長時間にわたる2国間交渉など)に対して引き当てざるを得なくなるという事実と関係してくるからだ。さらにこの経済効果は食品製造の費用効果にも影響を与えるだろう。そのような費用は間違いなく価格に上乗せされ、最終消費者に手渡される。この点で、従来は漠然としていたが、再び実務的で明確で、透明な規則と、特に上で述べた明確な説明が強調されるべきだ。PICとMATへの法令遵守の目的で、sMTA承認は企業が直面するだろう経済的打撃を低減し得るだろう。

3. 他の国に対する欧州の利用者(収集、データベース、植物園、研究機関、研究に基づく産業)の競争力に影響を予測しますか？ もし、はいならば明記してください。

YES	NO
X	

それは、EUや他の国による議定書の実施如何による。名古屋議定書は、他国による実施如何で、貿易に対する技術的障壁を生じさせるために悪用され得る。

さらに、もし、とくに法令遵守に関して、EUが議定書の規定を他の誰よりも早く実行すると、欧州の種苗育種業界の競争力の足を引っ張りかねない。しかしながら、どんな状況でも名古屋議定書、およびCBDの非締結国である米国の競合相手との競争力への影響は予想される。さらに、欧州の研究機関および組織は困難に直面するだろう。研究に必要な素材へのアクセスを得ることに、法的不確実性のためだけではなく、議定書の要件に対処する能力が限られているからだ。これは気候変化、食糧の安全保障、持続可能な食物生産といった新しい挑戦に、応えることを目指しつつ、研究と育種において欧州が維持し続けようとする高い水準に悪影響を及ぼす。

4. EU内で、利用者と提供者の間を促進し、卓越した法的確実性をもたらすために、実施すべき方策はなんですか？

どのような状況にせよ、EUは次のような明確な規則を採用すべきだ：

- EU加盟国の管理と統制のもとで植物育種に使われるすべてのPGRにsMTAを適用すること。環境保護と、PGRsの持続可能な使用と、持続可能で環境に優しい食料生産とに貢献する革新的な育種分野にとって、欠かすことのできない遺伝資源の絶え間ない供給が必要である。

- PGRsとすべてのPGRsの使用者について、EUは、sMTAをITPGRFAを受けた仕組みとして、許可あるいはそれに相当するものとして、議定書の第6条(3)(e)に要求されているPICとMATの証拠として、認識すべきだ。そして議定書第17条(1)で要求している情報が掲載されている法列遵守の国際的証明書としてEU内に設置されたチェックポイントにより受領されたものとしてsMTAを規定すべきだ。(この趣旨についてはESAの方針説明書をご覧ください)

- チェックポイントに関して、上でも述べたように、EUは、PGRとsMTAは議定書17条(1)で要求されているすべての情報を含んでいると常に見なされていることを確固としたものにしななければいけなく、さらに、EUはまた、sMTAあるいはPICやMATの証拠が存在しないことが自動的に法令非遵守の事例として扱われないことを確固としたものにしななければいけなく、商品化されたものと基になっている許可を含んだGRsのつながりがどのように創られているのかについて認めなければならない。

- 第15条(1)に関して - 上記との一貫性において - EUIは、その管轄内でGRsが使用されている限り sMTAを通してアクセスされており、締結国の国内法に要求されているPICおよびMATは取り纏められており、法令非遵守の可能性が発生しないという考え方をしなければならない。

- 第10条の点では、EUIは、少なくともPGRsと植物育種活動が関わっている限りは、世界的な多国間利益共有の仕組みを必要としていないことを認めるべきだ。(この趣旨について別紙のESAの方針説明書をご覧ください)

我々の見解は、EUIは、名古屋議定書の実施に対し、他の議定書締結国にもこの同じ考え方を奨めるべきだということだ。

5. EU内のあなたの分野で、名古屋議定書の実施による管理的負担と費用を予測しますか？ もし、はい、ならばそのような費用を最小にするためにあなたはどのような方法を提案しますか？

YES	NO
X	

PGRsに議定書が適用される場合、多くの企業がより多くの資金、人材、時間の資源をGRsへのアクセスに関する彼らの活動(国内のABS法と責務、チェックポイントと法令遵守の要件についての知識収集と多くの異なる国々の該当する当局との交渉、PGRsの交換の度ごとの二国間交渉)に引き当てなければならなくなることが予測される。さらに、これらの上積みされた資金的負担は、食品製造の費用効果にも影響を与えるだろう。そのような費用は間違いなく価格に上乗せされ、最終消費者に課せられるからだ。

sMTAが適用となると、名古屋議定書の法令遵守の要素の実際の実施に関してチェックポイントのような、同じくある種の管理負担と費用が予測される。すべての育種家、農家、科学者、研究者のために、管理負担と費用を抑えるため、EUIはすべてのPGRsに対してsMTAを適用することが望ましいだろう。

この点において、EUおよびその加盟各国内での実務的な、明確な、統一された規則の導入と、現在は漠然としているが、考えと義務である重要事項(the key)の明確な解釈が、議定書との対応を容易にするだろう。さらに、議定書の第14条に予見されるABS情報センター(クリアリングハウス)は、管理負担を削減するための現実的な役に立つ手段となり得るだろう。しかしながら、これはクリアリングハウスから提供された情報が常に更新されていて、法的に信頼がおける時のみ機能する。

次の質問は、利用者と提供者の間の現行の業務と取り決めについて詳しく述べます。

6. 利用者にとって、PICの条件、手続きを確立している提供者国における現行法への準拠を確保する際の問題点/難題はなんですか？

たぶん、現行法での最も大きな難題は、PICの手順と条件を含むABS規則が通常、欠けている、あるいは知られていない、透明でない、明確でもないことである。これらの規則はまた、国々でかなり異なっており、PICおよびMATの新しい二国間交渉はいつでも未知への新しい旅となることが必然である。さらに、もし、規則が現存していても、それらは実例では機能していない、なぜなら、役人は、多くの場合MATを成立させることを恐れているようだからだ。CBDが作られてから、種苗産業界は、GRsへのアクセスが、どんどん困難になることを経験している。多くの国でアクセスは、国内法に迎合的で、非常に時間のかかる、あるいはまったく不可能となっている。概して、ABS義務に関する状況は多くの場合、全く法的確実性と明確性を欠いている。

7. 利用者にとって、提供国における明確な法的枠組みに欠けることに由来する問題は何ですか？

ABS義務に関する点で明確な法的枠組みがない場合、使用者にとって次のような影響が出るだろう。

- とるべき手順はなにか、適用すべき責務はなにか、取扱い部署はどこか、を見出すことにとことん手間取り負担が大きい。また二国間交渉にかかる時間は非常に長く、現在までそのような交渉の多くは不成立であり、
- 使用者は、情報を得るのに負担が大きいばかりでなく、アクセスの時点で何かが完全に明確にされていない、後々更なる要求や搾取に直面させられる、といったリスクを取りたくないため、そのような提供者からの素材を使うことに尻込みするだろうし、
- 両者の(提供者と利用者)の利益を尊重し、そして、GRsの真の商業的価値と市場に製品を送り出す前の調査と育種にかかる費用を考慮した契約に落とし込むことは簡単ではなく、契約上の協約(MAT)にこぎつけるのが難しいため、
- あるGRsで、害虫と病害に対する抵抗力を包含しているGRsと同様に害虫と病害のような、素早く効果的な抵抗力検査の利用は、食料/飼料の生産や食の安全性にとって不可欠であるが、それは不明確な法的環境下では不可能であり、

- G R sが使用されなかった結果が、遺伝資源の保存にマイナス効果をもたらし、多様性の損失を招きかねず、
- 不明確な法的枠組みは、遺伝的変異へのアクセスを事実上制限し、新品種開発の停滞、または退却を引き起こし、世界の食糧の安全保障を脅かす結果となりかねない。

8 . 利用者/提供者がMATに対する標準的条約あるいは典型的な契約を開発したことはありますか？もし、はい、ならば明記して下さい。

YES	NO
X	

すでに上記で述べたように、ITPGRFAは、その第10.2条で、CBDに調和して、PGRFAに関してアクセスと利益配分を確かなものにするため、多国間システムを設定している。多国間システムで容易化されたPGRsへのアクセスは、多国間システムからの素材にアクセスした際受領者(利用者)にサインされるべきsMTAを通じて実現している。sMTAはITの第12.3条にあるようにアクセスの条件を詳細に述べ、よって、相互合意条件と事前の告知に基づく同意を規定している。

sMTAは、世界中のすべての利用者にとっての競争の場に水準を設けている。ESAの見解は、127ヶ国に合意を得ているsMTAは、PGRsと育種に関する相互合意条件と事前の告知に基づく同意を規定する最高のそして最も効果的な手段であり、植物育種における進歩を促進するために、すべての利害関係者にとってPGRsへのアクセスが、標準化、迅速性、透明性、費用効果が可能な限り最高の水準であるべきだということだ。

9 . EU内の利用者とEU外の提供者の間の取引において遺伝資源の利用と関連する伝統的知識(TK)から発生するアクセスと利益の共有のために現在使われている手続きと協定はありますか？もし、はい、ならば明記をお願いします。

前項の質問(No.8)に対する、多国間システムとsMTA の特徴を詳細に述べている回答をご覧いただきたい。たとえば、開発途上の素材については、sMTAのもとでは付加的な契約上の協約があり得る。契約のこれらの部分は、しかしながら、機密の事業情報にあたり我々は入手できない。さらに、我々はある二国間契約が存在し、しかし、そのような契約の条件は我々が入手できないことを認識している。

そのような契約において利用者と提供者にとっての利点は？

YES	NO
X	

- ITPGRFA により規定された制度は、多国間利益共有制度であり、手間と複数の提供国との二国間協議を省けるし、また管理負担に関する厄介な問題も避けられ、

- 多国間システムは、同様に、利用者にとって従うのが明確で単純な法的枠組みを与えている PGRFA に関する ABS の義務を規定している規則はただ一つしかないことを意味し、

- それは、すべての利用者：個人、中小企業(SMEs)あるいは大企業、同様に発展国、発展途上国にとって望ましい、ある水準の競争の場を設定している。

使用者と提供者にとっての具体的な難題はなんですか？

YES	NO
X	

多国間システムのもとでの PGRFA の使用者にとっての具体的な難題は、その範囲を広げることだ。現在、公式には IT(64種)の付属書Iに挙げられている PGRFA にしか適用されていない。数か国では MTA を付属書I外 PGRs に関して使用しているにもかかわらず、公式な付属書Iのリスト拡大は将来の主だった課題の1つのみである。(その拡大のタイミングであることは、ITの10周年記念行事において最近確認された：

(http://www.biodiversityinternational.org/read_more/marking_10_years_of_the_international_treaty_full_report.html).

さらに、多国間システムは127か国に批准されているにもかかわらず、多くの国はこの制度をまだ実施していないし、あるいは多国間システムにすべての関連する GRs を含ませていない。この制度の有効性を高めるために IT のより一層の実施が必要である。

SMEs にとって GRs のアクセスを得るためのいかなる二国間交渉も、もしそれがかなうにしても、たぶんとてもあり得ないほどの負担を生じさせる。これが、そのような交渉を避けられる ITPGRFA のもとでの多国間システムの大きな利点の一つである。

10. EU内の国で、遺伝資源の提供者と利用者の両方の法律が存在していますか？

ESA は PGRs に関してすべての EU 加盟国は原則的に、GRs の利用者と提供者の両方であるとみなされるべきだということを再認させたい。

YES	NO
-----	----

もしそうなら、議定書が発効されたら、これは消滅することが予期されますか？

YES	NO
-----	----

どのように制度が、EU内の提供者と利用者間で完結するのでしょうか？

EUは多国間システム制度に含まれる PGRFA の IT 加盟国だとすれば、EU 内の提供者と利用者間の制度は通常 sMTA を通じて締結される。多くの場合、sMTA は多国間システムによって直接含まれていない PGRFA に関するものも用いられる。

11. あるとすれば、ABS 条項遵守を絶えず監視するのような自発的チェックポイントが現在使われていますか？

名古屋議定書の第17条(a)(iv)で述べられているように、いかなるチェックポイントも“効力がある”べきで、効力があるためには、いかなるチェックポイントも明確に示されていて、気軽に利用できて、利用者にとって過度に手間取ることのないものであるべきだ。チェックポイントの目的は、透明性の強調と絶え間ない監視を通して ABS 規制に関与する当該加盟国による法令遵守を手助けするためである。それは貿易障壁を生み出してもいけないし、知的財産制度や市場承認あるいは通関といったような他の法的/管理的/規制的制度の接点となるべきでもない。重要なのは、いかなるチェックポイントも“警察”機能としてみなされてはならないことだ。

植物育種分野において、使われている IPGRFA とその sMTA の取り組み方は、提供者(第5条(e))からの年次報告と受領者(利用者)に関する報告義務からなり、GRs が第三者へ移譲の場合(sMTA 第6.4条(b))、両者(提供者と受領者)により署名された sMTA の契約上の協約を土台にしたものとなる。であるから信用ベースの制度である。なぜなら、PGRFA へのアクセスを促進することは、世界中のいたるところにいるすべての利害関係者に役に立つからだ。これは、PGRs の交換を簡素化し、将来にわたって続けられるべきもっとも適切な取り組み方で、食糧の安全保障に関する将来の難題を乗り越えるのに必要な予備知識に備える取り組み方なのだ。

次の質問は、EU内で名古屋議定書の実施について詳しく述べています。

12. あなたの分野で、対象地域で、会社で、名古屋議定書に含まれる問題点に適用されるだろう現行のEU法を認識していますか？ もし、はいならば、当該法に変更が必要と思われるところを明らかにしてください

YES	NO
X	

EUは - 協議会決定 (Council Decision) 2004/869/EC - で ITPGRFA の加盟国となった。FAO 食料農業植物遺伝資源国際条約 (Treaty) 第216条(2)によれば、EUの機能 (Functioning of the European Union) において、EUにより執り行われた国際条約はEUの法令を拘束し、同様にその加盟国も拘束する。EUにより執り行われた国際条約の法律がEU法秩序の不可欠な部分となった例を欧州司法裁判所は、確認している。(判例 C-21-24/72 International Fruit Company NV 参照)

ITPGRFA はであるから、種苗分野では議定書に含まれる問題を扱っている現行のEU法とみなされている。ITの付属書Iの発展版の発行の他、ESAはITの条項の変化を必要と考えておらず、EUとその加盟国によるその完全な適用を支持する。

13. あなたは、EU内の国内法が、回答者の居住地そして/あるいは法的機関のEU加盟国が、名古屋議定書に含まれる問題に、あなたの分野、対象地域、会社に関連して適用される可能性があることを認識していますか？

YES	NO
X	

そのほかの国は手続中であるが、加盟数か国は、ITPGRFAを履行している。前問(no.12)に対する回答を参照のこと。

14. EU各国の国内法 MS は、EU内での名古屋議定書の実施目的に対して適切/十分でしょうか？ もし、はいなら明記してください

YES	NO
	X

個々の加盟国レベルでは、国内実施は議定書実施に対して十分だろう。しかし、行動するには十分でなくなるだろう。ESAの見解は、少なくとも法令遵守の要素のEUレベルでの調整のとれた実施はより適切なものになるだろう。その理由は次の通りである。

- 議定書のいくつかの主要な項目への取り組みとそれの一つの共通の解釈と実施を証明書、チェックポイント、法令遵守、世界的多国間利益共有機能など、その多くが議定書で明確に定義されていないようなものについて欧州レベルで保証している。

- 27のEU加盟国に関して適用される規則と義務について、EU域内での協定に役立つのみならずEU加盟国のGRsにアクセス希望する将来の域外の受領者にとっても役立つ法的確実性を備えている。

- 多くのGRsはEU加盟国一国に限定されていないため、個々の国々との二国間交渉は利用者が最低価格提示を目指す競争を招きかねない。

- EUは議定書の交渉において重要な役割と影響力を持っているという事実から、調和のとれた実施は他の締結国にとって27の異なるものに従うよりも、従うのによりよい一つの規範として役立つだろう。

15. EUレベルでの調和のとれた取り組みは、EU内での名古屋議定書の効果的な実施とその目的にとって必要ですか？ もし、はいならば明記してください。

YES	NO
X	

前問 (no.14) への回答を読むこと。

16. 利害関係者は一つの可能性として、MSレベルでのABS法は、EU域内の市場にとって社会的重要性を感じますか？ もし、はいならば明記してください。

YES	NO
X	

もし、議定書がEUレベルでの調和を抜きにして加盟国レベルで実施されたら、重要な条項(チェックポイント、法令遵守の証明、法令遵守といった)の異なる解釈と実施は域内市場へのある種の障害となる危険性があるだろう。

GRsと物品の自由な移動が過度に妨害されないことを確かなものにするために、少なくとも上で述べたような重要な概念に対してのEU内での調和のとれた規定は必要だろう。

企業的な観点からすれば、すべての加盟国の中でただ一つのチェックポイントが設けられることが重要だ。そして、また、確かなこととしなければならないのは、PICとMATの証拠としてひとたび書類が加盟国に受理されたら、物品は他の加盟国においても通過を妨害されることがないことだ。なぜなら、その加盟国が同じ書類を証拠として受領しないように、あるいはさらなる書類を請求しないようにだ。

17. EU内でのアクセス法制定に関して、EU内での調和のとれた取り組みは、議定書の目的のよりよい達成を可能にしますか？

YES	NO
X	

質問14への回答を読んでください。そこで述べたように、ESAの見解は、調和のとれたEUの取り組みは、議定書の法令遵守要素の実行に焦点を当てるべきだ。一方で、ABS義務に関しては、異なる加盟国では、異なる規則と取り組みが執られることになるだろう。

18. もし、ABSに関してEU法が必要となるなら、最も適切な法的手段はなんですか？

規制でしょうか？ もし、はいならばなぜなのか？ また名古屋議定書に含まれるどの分野にたいしての規制なのか明記してください。

YES	NO
X	

法的透明性と確実性の観点から、ESAは、議定書の法令遵守の要素に焦点を当てたEUレベルでの規制を指令(Directive)よりもむしろ望む。指令は、27のやや多岐にわたった実施と解釈という結果になり、他方、法令遵守に関しては均一の規則、とくに議定書の重要条項に関する特定の点については重要となるだろう。一方、ABS義務に関しては、より柔軟性が各加盟国に認められるだろう。

指令でしょうか？ もし、はいならばなぜなのか、また名古屋議定書に含まれるどの分野にたいしての指令なのか明記してください。

YES	NO
	X

回答(250文字以内)

19. 特に、非営利的利用者¹の地球規模のGRsと関連する伝統的知識(TK)へのアクセスを促進するために、名古屋議定書の枠組みの中で、二国間或いは地域ベースで主だった提供者とEUが交渉している協定に利点がありますか？

はい、特に EUは、IT/sMTAの取り組みと限りなく近いものがある、主要な提供者たちとの協定を地域ベースで交渉することに努めるべきだ。

GRsへのアクセスのさらなる促進のために、ITPGRFAとその付属書Iの拡大を目指してEUは交渉に従事すべきだ。

ある人が非営利的使用のために具体的なにかをした場合、行った作業は棚の上に留まるべきで、そこから追加のABSの条件は予測できないし、あるいは営利的使用へのさらなる適用のためにそれを取り出す追加のABS条件は高すぎるだろう、ということその人は理解しなければいけない。

農業研究と植物育種のために、ITPGRFAとsMTAの多国間システムは、よく機能する制度で非営利利用を含めたすべての利用者にとって手軽で実務的な制度であるということを我々は何度でも繰り返して述べたい。

20. 議定書の実施により公衆衛生、特にウイルスのサンプルを共有することに関して、ワクチンの製造に関して、またパンデミック(世界的流行、汎流行)の際のワクチンへのアクセスについてどのような影響があるのでしょうか？

議定書の第8条に特別な考察があり、植物の健康も含めた公衆衛生のそのような問題に関して締結国に特別な配慮を要求するための必要な手段がとられると思われる。

植物育種の分野に関しては、議定書の第8条(a)と(c)の両方が非常に重要である。害虫と病原体に関しては、GRsが病原体と病原体抗体に関係しているように、植物の健康診断と改良に重要な役割を演じている。複雑で手間のかかるABS規定と手続により、アクセスが遅れたり阻害されたりしないことが重要だ。

¹ 博物館、植物園、公共・個人の遺伝資源コレクション、ジーンバンク、学術調査など

この点で、EU内での実施は、迅速な害虫と病原体へのアクセス、同様に病原体と病原体抗体に関係するGRsへの迅速なアクセス、そして同類のGRsが保障されること、そして改良された素材(病原体に抵抗力のある)への迅速なアクセスは、さらなる研究と育種に供給される、ということが確約されるべきだ。

21 .ABS 規則の開発に対して、遺伝資源についての FAO 委員会のような他の国際的手段/機構のもとで現在の手続を考慮すると、有利な点はあるでしょうか？

YES	NO
X	

遺伝資源についての FAO 委員会は、2011 年 7 月に GRFA に対する ABS に関する作業部会を立ち上げることを決定している。この作業部会は、ITPGRFA に含まれていない森林あるいは観賞植物の素材のような植物種を考慮に入れたこの分野でのさらなる開発への最適な方法をもたらすだろう。上記ですでに述べたように、IT PGRFA のもとで ABS に対する、植物育種分野にとって、柔軟性があり、かつ機能的な枠組みである多国間システムが設定されている。多国間システムで容易になった PGRs へのアクセスは PIC と MAT に完璧に対応する sMTA を通じて保証される。よって、我々の見解では、観賞植物を含むすべての植物育種活動は、ITPGRFA 規則によって扱われるべきだということだ。

次の質問は、監視と執行について詳しく述べます。

22 .ABS の目的で使われる可能性のある既存のチェックポイントがありますか？ もし、はい ならば、どのチェックポイントなのか、それがどの地域にあるのか明記してください。

YES	NO
	X

すでに質問 no.11 で述べたように、植物育種の分野では、それは現在の ITPGRFA の取り組みであり、その sMTA が使われている。それは、提供者と利用者による自己申告制で両者により署名された sMTA の契約上の規約が土台となっている。

ESA は、育種家たちが、sMTA に由来する産物であると FAO に報告可能な、もしくは EU の事務所あるいはこの目的のために設立された機関へも、商品化しようとしているいかなる産物でも報告可能な、信用ベースの自己申告システムを設けることを提案する。

23. 新しい制度あるいは手続があきらかに ABS 目的で設定されるべきでしょうか？ もし、はいならばどのような水準ででしょうか？

YES	NO
X	

もし、すべての植物育種活動が IT/sMTA の取り組みに従うならば、議定書のほとんどの条項は新しい手続や制度の設定を要求する必要はない。しかしながら、EU 水準の議定書の実施が方針として選ばれた場合、許可書と管理証明書を発行することに関連した義務に対処するためにいくつかの新しい手続を設定することが必要となるだろう。その手続は加盟国内で適用された手続と同じで利用者にとっては予測可能なものだ。制度に関しては、上記の問題点に対処するための新しい制度を設定する特別な必要性があるとは思われない。しかしながら、加盟国は、能力ある政府であることを明確に示すことが必要となる。このため、もちろん彼らはすでにある団体と仕組みを利用できる。また、前項の質問(no.22)で述べたように、それは GRs の利用者が彼らの法令遵守について報告できる新しい EU の機関あるいは省庁を設立したとみなされるだろう。

言及すべき特別の点は：議定書の第 15 条は、他の締結国の国内法により要求されている PIC と MAT への法令遵守を締結国はチェックしなければならないという義務を設定していることだ。これは EU 加盟国の多くにとってなじみのない可能性の高い義務で、そのような意図に沿う手続はほとんどない義務をほのめかしている。

24. 公共団体はもちろん、使用者、提供者に対する管理的負担の最小化を我々が確約できるような手続、チェックポイントの主要点は何になるでしょうか？

どのような場合にせよ、手続は 明確で、簡潔で、手っ取り早く、意外性のない、実務的なそして上告に対して備えがあり、一定水準の競争の場を創出できるものであるべきだ。

チェックポイントは、使用者にとって指示が明確で利用しやすいものであるべきだ。

ありがとうございました！

#